

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和4年11月25日現在

| 福島県 | 出荷制限 | 摂取制限 |
|-------------------------------|---|--|
| 原乳 | 1市4町2村※1 | — |
| 非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等) | 1市4町2村※2 | 1市4町2村※2 |
| 結球性葉菜類 (キャベツ等) | | |
| アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等) | | |
| カブ | | |
| 原木シイタケ(露地栽培) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | 飯館村 |
| 原木シイタケ(施設栽培) | 川俣町 伊達市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | — |
| 原木ナメコ(露地栽培) | 相馬市、いわき市 | — |
| キノコ類 (野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯館村(ただし、県の定める出荷・検査方針※3に基づき管理されるマツタケを除く。) 会津若松市(ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針※3に基づき管理されるマツタケを除く。) 西会津町(マイタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針※3に基づき管理されるマツタケを除く。) 会津美里町(ナメコ、ムキタケ、県の定める出荷・検査方針※3に基づき管理されるマツタケを除く。) 只見町(ナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ、県の定める出荷・検査方針※3に基づき管理されるマツタケを除く。) 柳津町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針※3に基づき管理されるマツタケを除く。) 三島町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針※3に基づき管理されるマツタケを除く。) 昭和村(ムキタケ、マイタケ、クリタケ、ナメコ、県の定める出荷・検査方針※3に基づき管理されるマツタケを除く。) | 南相馬市 いわき市 棚倉町(県の定める出荷・検査方針※3に基づき管理されるマツタケを除く。) |
| タケノコ | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村 | — |
| ワサビ (畑において栽培されたものに限る。) | 川俣町(山木屋の区域に限る。) 伊達市(県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。) | — |
| ウド(野生のものに限る。) | 須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村 | — |
| クサソテツ(こごみ) | 伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、葛尾村 | — |
| クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。) | 福島市、南相馬市、二本松市、大玉村 | — |
| コシアブラ | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村 | — |
| コシアブラ(野生のものに限る。) | 西会津町、只見町 | — |
| ゼンマイ | 二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村 | — |
| ゼンマイ(野生のものに限る。) | 広野町、大玉村 | — |
| ウワバミソウ(野生のものに限る。) | 須賀川市、国見町 | — |
| タラノメ(野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村 | — |
| フキ | 葛尾村 | — |
| フキ(野生のものに限る。) | 桑折町、楢葉町 | — |
| フキノトウ(野生のものに限る。) | 福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村 | — |
| ワラビ | 南相馬市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村 | — |
| ワラビ(野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、いわき市、広野町、伊達市 | — |
| ウメ | 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。) | — |
| ユズ | 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。) | — |
| クリ | 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。) | — |
| キウイフルーツ | 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。) | — |
| 米 (平成23年産) | 福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。) | — |
| 米 (平成24年産) | ※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 米 (平成25年産) | ※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 米 (平成26年産) | ※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 米 (平成27年産) | ※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 米 (平成28年産) | ※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 米 (平成29年産) | ※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 米 (平成30年産) | ※10(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 米 (平成31年産)(2019年産) | ※11(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 米 (令和2年産) | ※12(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 米 (令和3年産) | ※13(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 米 (令和4年産) | ※14(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| ヤマメ(養殖を除く。) | 太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | 新田川 (支流を含む。) |
| ウゲイ | 真野川(支流を含む。) | — |
| アユ(養殖を除く。) | 真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) | — |
| イワナ(養殖を除く。) | 福島県内の阿武隈川(ただし、信夫ダムの上流(支流を含む。)を除く。) | — |
| フナ(養殖を除く。) | 真野川(支流を含む。) | — |
| クロソイ | 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | — |
| 牛の肉※15 | 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。) | — |
| イノシシの肉 | 全域 | 6市10町4村※1 |
| カルガモの肉 | 全域 | — |
| キジの肉 | 全域 | — |
| クマの肉 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村 | — |
| ノウサギの肉 | 全域 | — |
| ヤマドリの肉 | 全域 | — |

※1 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

※2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

*3 非破壊式放射能測定装置を用いてスクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷等が可能。

※4 福島県広野町、楓葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉山及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(閔ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。)に限る。)、旧掛田町(靈山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。)及び保原町柱田(挾田、平、宮ノ内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧堰本村(梁川町大閑(寺脇、清水、清沢、松平、久保、棚塚、里ヶキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村(旧上保原村、旧靈山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村(渋川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町(旧塙沢村、旧木幡村、旧豆沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、木室市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧木宮町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。)、国見町(旧太木戸村及び旧小

※5 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班)

(旧浜川村の区域に限る。)、田村市(郡路町、船引町横道、船引町中山子小塚、船引町中山子下鳥ヶ、吊集町堀田、吊集町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(小高区、原町区(片倉(字行津の区域に限る。)、馬場(字五台山、字横川及び字薬師岳の区域に限る。)、高倉(字助常、字吹屋崎、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。)、零(字袖原の区域に限る。)、小浜(字間形沢を除く区域に限る。)、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木迫、鶴谷、大甕(字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。)、高(字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現壇、字原、字鍛冶内、字館ノ内、字弥勒堂、字御稻荷、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。)及び大原(字和田城の区域に限る。)の区域に限る。)並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)、川俣町(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限

※6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※7 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

*8 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楓葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※9 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※10 福島県川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※11 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
※12 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(令和2年3月5日に立入規制が緩和された区域を除く)を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
※13 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)を除く区域に限る。)

※14 福島県富岡町(平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)を除く区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯舘村(平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)

※15 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請
※16 東京都、千葉市、埼玉市、大宮市、柏原市、高麗駒ヶ谷町、日高町、川俣町、白石町、松葉町、宇都町、上郷町、西日高町、新井町、大里町、川内町、葛原町、飯能町

※16 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和4年11月25日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----|--------------------------------|--|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く。)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く。)、鰺ヶ沢町(ナラタケ、ムキタケを除く。)、階上町(ナラタケ、クリタケ、クリタケモドキを除く。) |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町 |
| | タケノコ | 一関市(旧大東町、旧東山町及び旧藤沢町の区域を除く。)、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市(旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る。) |
| | コシアブラ | 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ゼンマイ | 一関市、奥州市、住田町 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | 陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町 |
| 肉 | シカの肉 | 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。) |
| | クマの肉 | 全域 |
| | ヤマドリの肉 | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 仙台市、登米市、栗原市、大崎市、村田町、南三陸町 気仙沼市(県の定める出荷・検査方針 ^{※1} に基づき管理されるマツタケを除く。) |
| | タケノコ | 栗原市(旧桑舘町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。) |
| | コシアブラ | 丸森町(旧金山町、旧館矢間村及び旧大張村の区域に限る。(県の定める出荷・検査方針 ^{※1} に基づき管理されるタケノコを除く。)) |
| | ゼンマイ | 気仙沼市、大崎市 |
| | ゼンマイ(野生のものに限る) | 丸森町 |
| | タラノメ(野生のものに限る。) | 栗原市 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | 大崎市、加美町 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| | ウゲイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。) |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 山形市 |
| 肉 | クマの肉 | 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。) |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 土浦市、常陸大宮市、行方市、小美玉市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) ひたちなか市、守谷市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市、茨城町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 水戸市、日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、茨城町、城里町、大子町 |
| 水産物 | ウナギ | 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| 栃木県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市(県の定める管理計画に基づき管理される区域を除く。)、那須塩原市、那須町 |
| | クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町 |
| | サンショウウ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ゼンマイ(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、那須町 |
| | タラノメ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市 |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| | シカの肉 | 全域 |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、みどり市、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) ^{※2} | 前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村、川場村 |
| | タラノメ(野生のものに限る。) ^{※2} | 前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)、川場村 |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | ヤマドリの肉 | 全域 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市、山武市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。) |
| | コイ | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。) |
| 水産物 | ウナギ | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | コシアブラ(野生のものに限る。) | 魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町 |
| 肉 | クマの肉 | 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 十日町市、糸魚川市、上越市、南魚沼市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。) |
| | シカの肉 | |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。) |
| | コシアブラ | 長野市、中野市、軽井沢町、御代田町、木島平村、野沢温泉村 |
| | シカの肉 | 軽井沢町 富士見町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。) |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町 |

*1 非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下の中は出荷等が可能。

*2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

(参考資料2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和4年11月25日現在

| | |
|----------------------|---|
| コシアブラ | H24.5.14~: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 |
| | H24.5.17~: 桑折町、猪苗代町 |
| | H25.5.7~: 柳津町、北塙原村 |
| | H25.5.14~: 葛尾村 |
| | H25.5.16~: 相馬市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、泉崎村 |
| | H25.5.20~: 三島町、川内村 |
| | H25.5.22~: 浅川町、広野町 |
| | H25.5.28~: 本宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 |
| | H25.5.29~: 三春町 |
| | H25.6.3~: 会津若松市、鏡石町 |
| | H25.6.5~: 金山町 |
| | H25.6.10~: 昭和村 |
| コシアブラ (野生のものに限る。) | H25.4.28~: 西会津町 |
| | H28.5.6~: 只見町 |
| | H24.5.2~: いわき市、二本松市 |
| | H24.5.10~: 相馬市 |
| | H24.5.24~: 川俣町 |
| | H25.5.1~: 南相馬市 |
| ゼンマイ | H25.5.14~: 椿葉町、葛尾村 |
| | H25.5.16~: 須賀川市 |
| | H25.5.20~: 川内村 |
| | H25.6.10~: 郡山市 |
| | H27.5.11~: 田村市 |
| ゼンマイ (野生のものに限る。) | H26.5.14~: 広野町、大玉村 |
| ウババシウ (野生のものに限る。) | H25.6.24~: 須賀川市、国見町 |
| | H24.5.1~: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 |
| | H24.5.2~: 福島市 |
| | H24.5.7~: 郡山市、白河市、鳩町、新地町 |
| | H24.5.10~: 大玉村、西郷村 |
| | H24.5.14~: 川俣町 |
| | H25.4.25~: 南相馬市 |
| | H25.5.14~: 広野町、鶴川村、葛尾村 |
| | H25.5.16~: 二本松市、古殿町、泉崎村 |
| | H25.5.20~: 川内村 |
| | H25.5.28~: 本宮市、須賀川市 |
| | H25.6.3~: 鏡石町 |
| | H25.6.10~: 田村市 |
| | H26.5.14~: 猪苗代町 |
| | H26.5.2~: 北塙原村 |
| タラノメ (野生のものに限る。) | H27.5.25~: 葛尾村 |
| フキ | H25.6.19~: 桑折町、椿葉町 |
| フキ(野生のものに限る。) | H26.6.16~R4.9.15解除: 天栄村 |
| | H24.4.9~: 福島市、川俣町、相馬市、広野町 |
| | H24.4.9~H31.2.27解除: 田村市 |
| フキノトウ (野生のものに限る。) | H24.4.16~: 伊達市、桑折町、国見町 |
| | H26.4.11~: 椿葉町、葛尾村 |
| | H27.2.25~: 南相馬市 |
| | H28.1.20~: 本宮市 |
| | H24.5.10~R2.3.10一部解除: 伊達市(栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。) |
| | H24.5.10~H29.9.11一部解除: いわき市(栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。) |
| | H24.5.17~: 川俣町 |
| ワラビ | H24.5.17~H27.5.15一部解除: 喜多方市 |
| | H24.5.17~H28.6.24一部解除: 福島市(栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。) |
| | H25.4.25~: 南相馬市 |
| | H25.6.11~: 鶴川村 |
| | H26.4.30~: 椿葉町 |
| | H26.5.14~: 葛尾村 |
| ワラビ(野生のものに限る。) | H25.5.14~: 二本松市 |
| | H26.5.14~: 広野町 |
| | H23.6.2~H25.10.21解除: 福島市、伊達市、桑折町 |
| ウメ | H23.6.6~: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。) |
| | H23.6.6~R22.1.3解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字篠原岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域のうち、平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) |
| | H23.6.6~H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域のうち、平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く。) |
| | H24.6.6~H25.10.21解除: 国見町 |
| | H23.6.6~H24.7.11解除: 相馬市 |
| | H23.6.29~H24.3.30解除: 福島市 |
| ユズ | H23.8.29~: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。) |
| | H24.1.10~H27.3.17解除: いわき市 |
| | H23.10.14~H28.3.17解除: 桑折町 |
| | H23.10.14~H29.2.1解除: 伊達市 |
| | H23.8.29~H30.1.26解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) |
| クリ | H23.9.20~: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。) |
| | H23.9.20~H33.2.24解除: 伊達市、南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) |
| | H24.9.26~H27.1.23解除: 二本松市 |
| | H24.10.12~H26.11.17解除: いわき市 |
| | H23.12.8~H26.11.17解除: 相馬市 |
| キウイフルーツ | H23.12.9~: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。) |
| | H23.12.9~H25.12.25解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字篠原岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) |
| | H23.12.9~H30.1.12解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字篠原岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域のうち、平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) |
| 小豆 | H25.1.4~H26.3.13一部解除: 福島市(旧大畠生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) |
| | ~H27.10.23解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) |
| | H24.11.15~H25.11.7一部解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) |
| | ~H27.10.23解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) |
| | H24.12.25~H26.3.13一部解除: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) |
| | ~H27.10.23解除: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) |
| | H25.1.4~H26.3.13一部解除: 郡山市(旧高野村の区域に限る。) |
| | ~H26.10.7解除: 郡山市(旧高野村の区域に限る。) |
| | H25.1.4~H26.5.9一部解除: 二本松市(旧小浜町及び旧川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) |
| | ~H27.10.23解除: 二本松市(旧小浜町及び旧川村の区域に限る。) |
| | H25.1.4~H26.5.9一部解除: 桑折町(旧達崎村の区域に限る。) |
| | ~H26.10.7解除: 桑折町(旧達崎村の区域に限る。) |
| | H25.2.18~H25.7.10一部解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) |
| | ~H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) |
| | H25.3.5~H25.7.10一部解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) |
| | ~H27.10.23解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) |
| | H25.3.25~H25.7.10一部解除: 福島市(旧庭塚村の区域に限る。) |
| | ~H27.10.23解除: 福島市(旧庭塚村の区域に限る。) |
| | H25.1.4~H25.5.17一部解除: 伊達市(旧塙本村及び旧富野村の区域に限る。) |
| | ~H26.10.7解除: 伊達市(旧塙本村及び旧富野村の区域に限る。) |
| | H25.1.4~H25.7.10一部解除: 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。) |
| | ~H27.10.23解除: 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。) |
| | H25.1.4~H25.11.7一部解除: 本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。) |
| | ~H28.3.25解除: 本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。) |
| | H25.12.18~H27.6.23一部解除: 南相馬市(旧白岩村の区域に限る。) |
| | ~H27.10.23解除: 南相馬市(旧白岩村の区域に限る。) |
| | H26.12.17~H27.6.23一部解除: 本宮市(旧白岩村の区域に限る。) |
| | ~H28.3.25解除: 本宮市(旧白岩村の区域に限る。) |
| | H26.12.17~H28.3.25解除: 大玉村(旧大山村に限る。) |
| 穀類 米(平成23年度) | H23.11.17~: 福島市(旧小国町の区域に限る。) |
| | H23.11.29~: 伊達市(旧小国町及び旧月置町の区域に限る。) |
| | H23.12.5~: 福島市(旧福島市の区域に限る。) |
| | H23.12.8~: 二本松市(旧沢村の区域に限る。) |
| | H23.12.9~: 伊達市(旧柱沢村及び旧富成村の区域に限る。) |
| | H23.12.19~: 伊達市(旧掛田町の区域に限る。) |
| | H24.1.4~: 伊達市(旧塙本村の区域に限る。) |

* [] の箇所は、出荷制限の対象

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和4年11月25日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|--|
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.26~: 十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く。)、鷹巣町(ナラタケ、クリタケを除く。) H24.10.26~H27.1.20解除: 十和田市(ナラタケを除く。) H24.10.26~H30.1.17解除: 十和田市(ブナハリタケ、ムキタケを除く。) H24.10.26~R1.32解除: 十和田市(ナメコを除く。) H24.10.30~: 青森市(ムキタケ、クリタケ、タケシメジを除く。) H24.10.30~H30.11解除: 青森市(ムキタケを除く。) H25.10.1~: 鶴ヶ沢町(ナラタケを除く。) H25.10.1~H27.1.20解除: 鶴ヶ沢町(ナラタケを除く。) H25.10.1~R4.9.20解除: 鶴ヶ沢町(ムキタケを除く。) H24.10.26~: 鷹巣町(ナラタケ、クリタケを除く。) H24.10.26~H30.1.17解除: 鷹巣町(クリタケを除く。) H24.10.26~R4.9.20解除: 鷹巣町(クリタケを除く。) H24.10.26~H29.3.31解除: 鷹巣町(クリタケを除く。) H24.10.26~H30.1.17解除: 鷹巣町(クリタケを除く。) H24.10.26~H40.13解除: 鷹巣町(クリタケを除く。) H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東部村屋原燈台と北海道函館市惠山神灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 水産物 | マダラ | H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東部村屋原燈台と北海道函館市惠山神灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | タケノコ | H24.5.31~: 奥州市(下記の区域を除く。) H24.5.31~R4.3.1解除: 奥州市(川尻沢市、旧江刺市及び旧胆沢町の区域に限る。) H24.5.31~: 一関市(下記の区域を除く。) H24.5.31~R2.4.24解除: 一関市(旧大東町、旧東山町及び旧勝沢町の区域に限る。) H24.5.30~: 駿前高田市(下記の区域を除く。) H24.5.30~R28.3.29解除: 駿前高田市(旧気仙町、旧広田町、旧高田町、旧小友村、旧竹駒村及び旧米崎町の区域に限る。) H24.11.2~: 一関市、奥州市 |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | H24.4.13~H27.4.10~一部解除: 駿前高田市、住田町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.20~H27.4.10~一部解除: 大船渡市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.25~H27.4.25~一部解除: 平泉町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.25~H27.4.10~一部解除: 釜石市、奥州市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.5.7~H28.10.7~一部解除: 花巻市、北上市、山田町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.5.7~H27.4.10~一部解除: 逸野市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.5.7~H27.7.17~一部解除: 金ヶ崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.10~H25.4.5解除: 盛岡市 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | H24.10.18~: 釜石市 H24.10.18~H29.10.27~一部解除: 大船渡市(県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。) H24.10.23~: 駿前高田市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.2~: 奥州市 H24.11.3~R4.5.13~一部解除: 一関市(県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。) H24.10.11~: 一関市、駿前高田市、平泉町 |
| | コシアブラ | H24.10.29~: 釜石市 H24.10.18~: 金石市 H24.5.14~: 釜石市 H24.5.15~: 住田町 H24.5.18~: 住田町 H25.5.9~: 上北上市 H25.5.16~: 逸野市 H27.5.12~: 一関市 |
| | セリ(野生のものに限る。) | H24.5.30~R2.4.15解除: 奥州市 H24.5.30~H27.2.21解除: 一関市 |
| | ゼンマイ | H24.5.16~: 一関市、駿前高田市 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | H25.5.17~P2.11.6解除: 一関市 H25.6.4~: 平泉町 H26.5.7~: 釜石市 |
| 穀類 | 大豆 | H25.1.4~H25.2.4~一部解除: 一関市(旧磐清水村の区域に限る。) ~H27.7.1解除: 奥州市(旧衣川村の区域に限る。) |
| 穀類 | ソバ | H24.11.13~H26.4.11解除: 盛岡市(旧洪民村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。) H24.11.30~H26.4.11解除: 奥州市(旧衣川村の区域に限る。) |
| 水産物 | ズスキ | H24.10.25~H27.1.20解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | クロダイ | H24.11.6~H31.3.14解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | マダラ | H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | ヒラメ | H25.6.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.5.8~R3.2.17解除: 砂鉄川(支流を含む。) H24.5.8~H27.9.30解除: 砂井川(支流を含む。) |
| | ウグイ | H24.5.11~H27.3.10解除: 岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) H24.6.12~H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。) H24.5.11~H26.8.25解除: 大川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉 | H23.8.1~H23.8.25~一部解除: 全域 |
| | クマの肉 | ~H13.3.26解除: 全域 |
| | シカの肉 | H24.7.26~R2.4.15~一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。) |
| | ヤマドリの肉 | H24.10.22~: 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | タケノコ | H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.5.1~R4.3.30~一部解除: 丸森町(旧金山町、旧猿矢間村及び旧大張村の区域に限る。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるタケノコを除く。)) H24.5.1~H26.4.17解除: 丸森町(旧新野村の区域に限る。) H24.5.1~H27.4.24解除: 丸森町(旧丸森村及び旧小斎村の区域に限る。) H24.5.1~H30.1.28解除: 丸森町(旧聿原村及び旧大内村の区域に限る。) H24.6.29~: 栗原市(下記の区域を除く。) H24.6.29~H27.7.17解除: 栗原市(旧猿谷町、旧波速町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域に限る。) H24.6.29~H29.10.11解除: 栗原市(旧若柳町の区域に限る。) H24.6.29~H31.1.14解除: 栗原市(旧迫町の区域に限る。) H28.6.7~H30.12.30解除: 大崎市(旧三本木町の区域に限る。) |
| | 原木シタケ(露地栽培) | H24.11.6~: 白石市 H24.3.8~H31.2.14~一部解除: 丸森町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.3.15~: 駿王町 H24.4.11~H27.8.25~一部解除: 気仙沼市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.11~H27.7.17~一部解除: 南三陸町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.12~H28.1.25~一部解除: 栗原市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.19~R2.7.13~一部解除: 石巻市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.20~H27.4.10~一部解除: 大崎市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.25~: 東松島市 H24.4.25~H28.8.26~一部解除: 登米市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.27~H30.1.18~一部解除: 名取市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.27~H29.3.11~一部解除: 加美町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.5.9~H29.10.11~一部解除: 七ヶ宿町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.5.10~H29.7.11~一部解除: 七ヶ宿町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.27~H27.2.18~一部解除: 仙台市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.5.7~H28.2.18~一部解除: 大和町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.5.7~H28.12.22~一部解除: 川崎町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.5.18~H29.3.31~一部解除: 大衡村(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.1.16~H30.4.24~一部解除: 角田市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.5~H30.4.24~一部解除: 村田町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)を除く。) H24.10.18~: 栗原市、大崎市 H26.9.24~: 仙台市 H28.9.12~: 村田町 R2.12.25~R3.9.10~一部解除: 気仙沼市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。) R4.2.9~: 登米市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.4.27~H29.1.11解除: 栗原市 H24.4.27~H27.6.23~一部解除: 大崎市 H24.5.2~H27.5.23解除: 加美町 H24.5.9~H29.7.24解除: 気仙沼市 |
| | クサソツ(こごみ) | H24.5.7~: 登米市、栗原市 H24.5.9~: 大崎市、南三陸町 H24.5.11~: 気仙沼市、七ヶ宿町 |
| | コシアブラ | H24.5.11~R2.4.15~一部解除: 丸森町(栽培されるゼンマイは出荷制限の対象から除く。) H24.5.11~: 気仙沼市 |
| | ゼンマイ | H24.5.11~: 気仙沼市 |
| | タラノメ(野生のものに限る。) | H26.4.25~H30.3.6解除: 気仙沼市 H26.4.25~R4.2.9解除: 大崎市 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | H30.5.28~: 大崎市、加美町 |
| 穀類 | 大豆 | H25.1.4~H25.3.15~一部解除: 栗原市(旧金田村の区域に限る。) ~H26.5.19解除: 栗原市(旧沢辺村の区域に限る。) |
| 穀類 | ソバ | H24.11.16~H26.4.11解除: 栗原市(旧成合村の区域に限る。) H24.12.14~H26.2.25解除: 大崎市(旧一葉村の区域に限る。) |
| 水産物 | クロダイ | H24.6.28~H31.3.14~一部解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | H24.11.6~H27.11.20解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | ヒラメ | H24.10.25~H27.11.20解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | マダラ | H24.5.2~H25.8.30解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | ヒガシマフグ | H24.5.2~H24.8.30解除: マダラ(「尾の重さが1キログラム未満のもの」) H24.5.2~H25.1.17解除: マダラ(「尾の重さが1キログラム未満のもの」) |
| | アユ(養殖を除く。) | H25.6.27~H25.12.25解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白幡堰堤より上流の白石川(支流を含む。) H25.6.27~H29.4.27解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川(支流を含む。)のうち、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.20~H27.9.30解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、セキ宿ダムの上流を除く。 H24.4.20~: 白石川(支流を含む。)のうち、大倉川の太倉ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋保大橋の上流(支流を含む。) H24.5.24~: 三泊川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)のうち、源流及びその支流並びに瀧川4号堰堤の上流を除く。 |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) H24.5.18~H29.12.27~一部解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉 | H23.7.26~H23.8.19~一部解除: 全域 ~H31.3.26解除: |
| | イノシシの肉 | H24.5.22~: 角田市、丸森町、山元町 |
| | クマの肉 | H24.6.25~: 全域 |
| | シカの肉 | H29.12.13~H29.12.27~一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。) |

*_____の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和4年11月25日現在

| 山形県 | | | 出荷制限 |
|--------------|-----------------|--|------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | R4.1.6~: 山形市 | |
| 肉 | クマの肉 | H24.9.10~H28.3.17一部解除: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。) | |
| 茨城県 | | | 出荷制限 |
| 原乳 | | H23.3.23~4.10解除: 全域 | |
| ホウレンソウ | | H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1解除: 北茨城市、高萩市 | |
| | | H23.3.21~4.17解除: 全域 | |
| カキナ | | H23.3.21~4.17解除: 全域 | |
| バセリ | | H24.4.6~H29.9.3解除: 潮来市 | |
| タケノコ | | H24.4.6~H27.4.1解除: つくばみらい市 | |
| | | H24.4.13~H29.6.9解除: 利根町 | |
| | | H24.4.13~H27.4.17解除: 守谷市 | |
| | | H24.4.13~H27.4.24解除: 取手市 | |
| | | H24.4.13~H27.10.2解除: 石岡市 | |
| | | H24.4.13~H28.1.14解除: 龍ヶ崎市 | |
| | | H24.4.13~H28.9.21解除: 茅城町 | |
| | | H24.4.6~H29.7.24解除: 小美玉市 | |
| | | H24.4.19~H29.12.4解除: ひたちなか市 | |
| | | H24.4.19~H2.10.2解除: 銚田市 | |
| 野菜類 | | H24.4.19~H27.9.17解除: 東海村 | |
| | | H24.4.26~R3.12.17解除: 北茨城市 | |
| 野菜類(露地栽培) | | H24.4.26~H30.1.26解除: 大洗町 | |
| | | H23.10.14~: 銚田市 | |
| | | H23.10.14~H29.6.22一部解除: 行方市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H23.10.14~H30.7.10一部解除: 小美玉市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H23.10.14~H30.12.13一部解除: 土浦市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H23.11.10~: 茨城町、阿見町 | |
| | | H24.4.6~: 守谷市、つくばみらい市 | |
| | | H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市 | |
| | | H23.10.14~H28.4.8一部解除: 土浦市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| | | H23.10.14~H28.5.18一部解除: 銚田市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| 原本シイタケ(施設栽培) | | H23.11.10~H30.4.24一部解除: 茅城町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| | | H24.5.22~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) | |
| | | H24.5.10~: 城里町(野生のものに限る。) | |
| | | H30.5.28~: 高萩市、茨城城市、北茨城市、城里町 | |
| | | R1.5.13~: 石岡市、高萩市、北茨城市、笠間市、桜川市、大子町(野生のものに限る。) | |
| | | R1.12.23~: 高萩市、茨城城市、城里町 | |
| | | R2.11.16~: 日立市、常陸太田市、笠間市、大子町 | |
| | | R2.12.25~: 石岡市、つくば市 | |
| | | R3.12.13~: 水戸市、茨城町 | |
| | | H25.11.12~: 茨城県内の利根川のうなづ橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪連潮並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。) | |
| 肉 | イノシシの肉 | H23.12.2~H23.12.21一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) | |
| 水産物 | | H23.6.2~H25.11.1解除: 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、かすみがら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 | |
| | | H23.6.2~H2.10.8解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 | |
| | | H23.6.2~H24.4.9解除: 大子町 | |
| | | H23.6.2~H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市 | |
| | | H23.6.2~H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 | |
| | | H23.6.2~H24.6.5解除: 銚田市 | |
| | | H23.6.2~H24.7.24解除: 水戸市 | |
| | | H23.6.2~H24.8.30解除: 北浦36度3分の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線より茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域 | |
| | | H24.4.17~H28.1.14解除: 最大高潮時海岸線より茨城千葉県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線より茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | | H24.4.17~H28.9.21解除: 最大高潮時海岸線より茨城千葉県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線より茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| ヒラメ | | H24.4.17~H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線より茨城千葉県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線より茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | | H24.4.17~H28.8.30解除: 北浦36度3分の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線より茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域 | |
| | | H24.6.1~H27.10.2解除: 最大高潮時海岸線より茨城千葉県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線より茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| その他 | 茶 | H23.6.2~H24.4.9解除: 本郷町 | |
| | | H23.6.2~H24.5.23解除: 日立市 | |
| | | H23.6.2~H24.9.12解除: ひたちなか市 | |
| | | H23.6.2~H25.2.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市 | |
| | | H23.6.2~H25.6.17解除: 小美玉市 | |
| | | H25.11.12~: 茨城県内の利根川のうなづ橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪連潮並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。) | |
| 栃木県 | | | 出荷制限 |
| ホウレンソウ | | H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 | |
| | | H23.3.21~4.21解除: 全域 | |
| | | H23.3.21~4.14解除: 全域 | |
| | | H24.2.15~R2.2.5一部解除: 矢板市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.2.15~H30.6.13一部解除: 那須塩原市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.10~H30.3.28一部解除: 高根沢町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.10~H28.7.19一部解除: 芳賀町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.10~H27.6.5一部解除: 宇都宮市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.10~H28.5.19一部解除: さくら市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.11~H28.5.18一部解除: 境町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| 原本シイタケ(露地栽培) | | H24.4.11~H27.2.20一部解除: 日光市、大田原市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.12~H2.13.7解除: 王生町 | |
| | | H24.4.12~H27.3.28解除: 足利市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.12~H27.4.20解除: 那須原市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.12~H27.12.1解除: 那須町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.12~H28.1.25解除: 那須烏山市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.12~H28.5.10解除: 鹿沼市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.12~H28.12.22解除: 真岡市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.12~H27.3.13解除: 境町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.13~H27.6.7一部解除: 栃木市(旧岩舟町を除く。)(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) | |
| 原本シイタケ(施設栽培) | | H24.2.15~H26.10.24一部解除: 那須塩原市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| | | H24.2.15~H25.10.23一部解除: 矢板市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.10~H27.8.28一部解除: 芳賀町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| | | H24.4.12~H27.2.20一部解除: 大田原市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| | | H24.5.29~H26.8.29一部解除: さくら市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| | | H24.6.4~H26.4.17一部解除: 鹿沼市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| | | H24.6.4~H26.4.17一部解除: 真岡市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| | | H24.6.12~H26.10.24一部解除: 日光市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| | | H24.11.19~H26.10.24一部解除: 那須塩原市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| | | H24.11.19~H26.10.24一部解除: 那須塩原市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | |
| 原木クリタケ(露地栽培) | | H23.11.1~: 鹿沼市、佐野市 | |
| | | H23.11.14~: 大田原市、那須原市 | |
| | | H23.11.14~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 | |
| | | H24.11.1~: 宇都宮市 | |
| | | H24.11.8~: 境町 | |
| | | H24.11.8~: 王生町 | |

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和4年11月25日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|-----|-------------|--|
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。） H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川（支流を含む。） |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。） H26.5.30～H27.6.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。） |
| | ウグイ(養殖を除く。) | H24.5.7～H24.9.28解除: 大戸川（支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。） H24.5.30～H24.9.26解除: 荒井川（支流を含む。） |
| | 牛の肉 | H23.8.2～H23.8.25～一部解除: 全域 ～H31.3.26解除: 全域 |
| 肉 | イノシシの肉 | H23.12.2～H23.12.5～一部解除: 全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。） |
| | シカの肉 | H23.12.2～～全域 |
| その他 | 茶 | H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 |
| | | H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市 |

| 群馬県 | | 出荷制限 |
|-----|------------------|---|
| 農産物 | ホウレンソウ | H23.3.21～4.8解除: 全域 |
| | カキナ | H23.3.21～4.8解除: 全域 H24.9.25～～沼田市、東吾妻町、嬬恋村 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.16～～安中市 H24.10.23～～長野原町 H24.11.13～～みなかみ町 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | R3.12.13～～みどり市、中之条町、草津町、片品村、川場村 前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村 H30.6.7～～川場村 前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧霞ヶ浦村に限る。)、沼田市(旧根毛村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村 |
| 水産物 | たらのめ(野生のものに限る。) | H30.6.7～～みなかみ町 R1.6.17～～沼田市(旧沼田市) 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.27～H24.11.9解除: 薩根川（支流を含む。） H24.4.27～H25.4.25解除: 小中川（支流を含む。）及び桃ノ木川（支流を含む。） H24.4.27～H41.1.25解除: 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。） |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.6.8～H24.11.5解除: 烏川のうち川田橋の上流（支流を含む。） H24.6.8～H25.6.25解除: 薩根川（支流を含む。） H24.6.8～H25.6.25解除: 吾妻川のうち川田橋の上流（支流を含む。） |
| | イノシシの肉 | H24.10.10～～全域 |
| 肉 | クマの肉 | H24.9.10～～全域 |
| | シカの肉 | H24.11.14～～全域 |
| その他 | ヤマツリの肉 | H25.1.23～～全域 |
| | 茶 | H23.6.30～H24.5.25解除: 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 渋川市 |

| 埼玉県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|---|
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.16～～横瀬町、皆野町 H24.10.29～～ときがわ町 H24.11.5～～鳩山町 |

| 千葉県 | | 出荷制限 |
|-----|-------------------|--|
| 農産物 | ホウレンソウ | H23.4.4～4.22解除: 埼市、香取市、多古町 |
| | シンジクラ、チンゲンサイ、サンチュ | H23.4.4～4.22解除: 埼市 |
| | バセリ | H23.4.4～4.22解除: 埼市 |
| | セルリー | H23.4.4～4.22解除: 埼市 |
| 水産物 | タケノコ | H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.6～H28.1.14解除: 宝町 H24.4.6～H28.9.21解除: 我孫子市 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市 |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芝山町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | H23.10.1～～我孫子市 H23.10.14～H26.10.14～一部解除: 若津市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) H23.11.18～～流山市 H23.12.22～H26.10.14～一部解除: 佐倉市 H24.2.23～H28.1.25～一部解除: 印西市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.10～～白井市 H24.4.18～～八千代市 H24.5.16～H26.3.19～一部解除: 山武市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) H24.11.14～H26.10.14～一部解除: 富津市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) H24.4.11～H26.3.19～一部解除: 千葉市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) H24.5.16～H26.3.19～一部解除: 山武市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) H24.11.14～H26.11.20～一部解除: 富津市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) H24.12.14～H26.10.14～一部解除: 若津市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | ギンブナ | H24.7.19～～手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) |
| 肉 | コイ | H25.7.3～～手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) |
| | ナガギ | H25.11.12～～千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)、大網白里市 |
| その他 | イノシシの肉 | H24.11.5～H25.1.18～一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 |
| | 茶 | H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.25解除: 野田市、寄居市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市 |

| 神奈川県 | | 出荷制限 |
|------|---|--|
| その他 | 茶 | H23.6.2～H29.8.29解除: 南足柄市 H23.6.2～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.10解除: 小田原市 H23.6.2～H24.10.19解除: 遠藤原町 |

| 新潟県 | | 出荷制限 |
|-----|------------------|--|
| 農産物 | コシアブラ(野生のものに限る。) | H29.6.9～～魚沼市、津南町 H30.5.21～～南魚沼市、湯沢町 |
| 肉 | クマの肉 | 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 |

| 山梨県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|---|
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.26～H25.1.26～一部解除: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |

| 長野県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|--|
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.9.20～～軽井沢町、御代田町 H24.10.1～～小海町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解除: 小海町、南牧村(マツタケに限る。) H24.10.11～～佐久市(マツタケを除く。) |
| | コシアブラ | H24.10.11～H27.1.20解除: 佐久市(マツタケに限る。) H25.10.1～H27.1.20解除: 小諸市(マツタケに限る。) H25.10.21～～佐久穂町(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.1.20解除: 佐久穂町(マツタケに限る。) |
| | シカの肉 | H26.5.21～～長野市、善光寺町 H26.5.28～～中野市、野沢温泉村 H27.5.28～～木島平村 R2.6.18～～御代田町 |
| | 肉 | H29.12.7～H29.12.7～一部解除: 富士見町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。) |

| 静岡県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|---|
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.5～～御殿場市、小山町 H25.10.3～～富士宮市、富士市 H26.10.7～～裾野市 |

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:令和4年11月25日現在

| 福島県 | 摂取制限 |
|---------------------------|---|
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) | <p>H23.3.23～ 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R4.4.26解除: 双葉町(平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)</p> |
| 野菜 | <p>H23.3.23～ 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R4.4.26解除: 双葉町(平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)</p> |
| アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | <p>H23.3.23～ 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R4.4.26解除: 双葉町(平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)</p> |
| 原木シイタケ(露地) | H23.4.13～：飯館村 |
| キノコ類(野生のものに限る。) | <p>H23.9.6～：棚倉町(菌根菌に属する野生キノコに限る)</p> <p>H23.9.15～R3.9.10一部解除: いわき市、棚倉町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)</p> <p>H23.9.20～R3.9.10一部解除: 南相馬市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)</p> |
| 水産物 | <p>イカナゴの稚魚</p> <p>H23.4.20～H24.6.22解除: 全域</p> <p>ヤマメ(養殖を除く。)</p> <p>H24.3.29～：新田川(支流を含む。)</p> |
| 肉 | <p>イノシシの肉</p> <p>H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p> |

※ [] の箇所は摂取制限の対象